

福岡山王病院通所リハビリテーション 運営規程

(指定通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所)

(事業の目的)

第1条 本運営規程は医療法人社団高邦会が開設する福岡山王病院通所リハビリテーション事業（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、心身機能の回復・維持又は日常生活上の自立を助けることを目的として、理学療法・作業療法及びその他必要なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を助けることを目的とした理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 福岡山王病院（通所リハビリテーション）
- 二 所在地 福岡県福岡市早良区百道浜三丁目 6 番 40 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名
医師は、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、他の従業者と共同して通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するとともに、適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが行えるよう、利用者の健康状態の把握に努めるものとする。
- 三 リハビリテーション職員（理学療法士・作業療法士） 4名以上（管理者代行含む）
リハビリテーション職員は、利用者に対して通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく機能訓練の実施並びに指導を行う。
- 四 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者に対して通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- 五 介護職員 4名以上
介護職員は、利用者に対して通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーションに基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、1月1日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、1日につき40人とする。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 個別リハビリテーション
- 二 認知症短期集中リハビリテーション
- 三 食事サービス
- 四 送迎サービス
- 五 生活相談・援助
- 六 その他居宅サービス計画の達成に必要な事項

- 2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。この規程の別紙として料金表を添付する。
- 3 その他、介護やリハビリテーション等で必要とされる物品等については実費負担とし相当額を請求する。
- 4 前項の費用及び利用者に負担させることが適當と認められる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、事業所より車で片道20分程度の範囲とする。【別表参照】それ以外の区域については、要相談とする。

【別表】実施地域（小学校区）

区	小学校区
中央	当仁、福浜、南当仁、草ヶ江、鳥飼
城南	城南、別府、鳥飼、金山、七隈、田島
早良	高取、室見、大原、小田部、原、原北、有住、有田、原西、飯倉、飯倉中央、飯原、西新、百道、百道浜
西	愛宕、愛宕浜、石丸、内浜、下山門、城原、姪浜、姪北

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 要介護者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 一 利用者又はその家族は、在宅中及び送迎途上等において利用者の心身の状況等に変化が見られる場合は、速やかに事業所の従業者に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを実施中に利用者の心身の状態が急変したとき、またはその他緊急事態が生じた時は、速やかに管理者への報告及び主治医に連絡する等の必要な措置をとらなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、要介護者の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

- 2 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難用具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
- 3 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど、適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 消防法第 8 条に規定する防火管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火・通報及び避難の訓練（年 2 回実施）等の防災業務を行うものとする。
- 5 従業員は事業継続計画（BCP）に応じた対応に至るよう、目的と重要性を含め理解し、適切に災害や緊急事態の対応ができる体制を構築する。（自然災害等に伴う非常災害時、新興感染症等に伴う非常災害時を含む。）
1 年を通じ訓練を実施する。（風水害・地震 1 回、防犯 1 回、感染症関連 1 回、計 3 回の訓練及びシミュレーション等を消火・通報及び避難の訓練 2 回に加え実施する。）その際、運用可能な計画に至っているか事業継続計画（BCP）の見直しを継続的に行う。

(衛生管理、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従業者等の健康管理等)

第 12 条 事業所は通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 13 条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報利用についての同意)

第 14 条 事業所は、サービスを実施する際に必要となる利用者の個人情報について、サービス担当者会議や居宅介護支援事業者などに個人情報を提供又は用いる場合には、利用者若しくはその家族に対し書面での同意を求め承諾を得るものとする。

(苦情処理)

第 15 条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束等の廃止)

第 17 条 当事業所では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 緊急やむを得ない場合の要件として、「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たしているか判断する際は、管理者、生活相談員、看護師、機能訓練指導員、介護職員等、事業所職員にて協議するものとする。また、必要に応じ主治医や利用者の担当介護支援専門員関係等にも確認を行う。
- 3 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、利用者の家族等に説明し同意を得る。
- 4 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。
- 5 身体拘束等を原則行わないことについても、その家族等の理解及び協力が必要不可欠であるため、「身体拘束がもたらす多くの弊害」についても利用者及びその家族等へ説明する。

(高齢者虐待防止)

第 18 条 当事業所では、利用者等の人権擁護及び虐待防止を推進し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、利用者及びその家族等の支援を行いその負担の軽減を図る。高齢者虐待とは、養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）、養介護施設従事者等（介護保険施設等の入所施設、介護保険居宅サービス事業者、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向けの福祉・介護サービスに従事する職員）が行う次のような行為である。

- 一 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 介護世話の放棄・放任（ネグレクト）
高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 三 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える

言動を行うこと。

四 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

五 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から 不当に財産上の利益を得ること。

- 2 養護者又は養介護施設従事者等による、 上記のような高齢者虐待を受けたと思われる高齢者 を発見した場合には、速やかに市町村等に連絡する。
- 3 利用者等の人権擁護及び虐待防止に係る委員会を設置し、法人の指針、 従業者の相談窓口、研修の実施を行い、 従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- 4 ケアプランに伴う通所介護計画書を作成し、 適切な支援の実施に努める。 変更が妥当と考えられる場合は担当の介護支援専門員へ報告し、虐待に繋がることが無いよう、 ケアプランの見直し変更に至るよう連携を図る。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は事業を運営するにあたり、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 学会・研修会の参加 管理者が必要と認めた時
 - (3) 事業所内での勉強会・ケース検討会 随時
- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
 - 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団高邦会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日 改定

平成 26 年 4 月 1 日 改定

平成 27 年 4 月 1 日 改定

令和 4 年 12 月 1 日 改定

令和 6 年 2 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定